

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和6年11月27日

1 陳情審査

(1) 継続審査

- ①送付6-6 工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書
- ②送付6-7 不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情
- ③送付6-12 泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情
- ④送付6-16 千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

2 報告事項

- (1) 要求資料について 【資料】

3 今後の調査の進め方について

- (1) 当委員会の論点チェックについて

- (2) 事実確認の調査実施について

4 その他

5 閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-6

工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿



工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

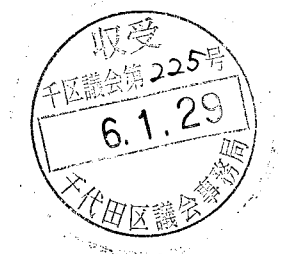
① 今般、元区議会議員及び元区職員が逮捕されるという不祥事が起きた。これに対し、議長及び区長が早々にコメントを出したが、それぞれの立場で、調査を行った上でのことなのか。千代田区の工事契約に係る不祥事に対し、調査を行い、区長および議長は、その経過及び結果を正確に区民ならびに職員に示すつもりがあるのか。

② 今、議会は、日程をこなすことを第一優先に考えているようだが、現在の時点で、議会がなすべきことなのか。今回の不祥事をそれぞれの議員はどのように受け止めているのか、また区議会として区民に対し発信するつもりがあるのか。

去る1月25日に環境まちづくり委員会を傍聴し、前代未聞の不祥事が起こったにもかかわらず、議会も行政も何事もなかったかのように進めることに違和感を覚えた。当事件は、区政全般に関わる不祥事としてとらえ、真相解明にあたるべきではないか。

③ 区議会として、区民生活に関わる審議は必要であるが、二度と不祥事を起こさないよう、どのように区政及び議会を刷新するつもりか。まずは区議会として、本来あるべき区政及び議会の姿勢を、区民及び職員に示すことが不可欠ではないか。

以上、陳情について、区議会として真摯な審議および判断を求める。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-7

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ
多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情

「区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事」に関する、国や地方自治体などによる事業発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる官製談合防止法違反の疑いで、区議会議員(逮捕同日の1月24日付で辞職したので現時点では元議員)と入札を担当する部署の元部長が警視庁に逮捕された事をニュースと新聞記事で知りました。

区長、区議会議長共に、この件に関してコメントを述べられていますが、特に、状況把握と再発防止策の結果を広く、警視庁の捜査の終了を待つまでもなく、出来得る事は今からでも準備、開始して、区民に公開の場で説明して下さい。

逮捕された区議会議員は、逮捕前の1月12日まで区議会の環境まちづくり委員会の委員長であり、秋葉原電気街の再開発(2023年10月13日に区が都市計画決定)にも携わっていたということです。

千代田区内では、日テレ「旧本社跡地開発」、神田警察通り道路整備など再開発等のまちづくりに関して、区と住民の間で決定までの話し合いの仕方や説明の場の少なさなどに疑義を持つ人達の声を耳にすることが多いです。本来、官民で目指すべきまちづくりに有って、今回の官製談合防止法違反はそれ以前の由々しき問題でもあります。

これを機会に、まちづくりに関する行政の手続きは、法的規準にのっとることだけにとどまらず、是非とも区民、区職員もとり込む形で、区内で働く人も含めた官民のあり方や様々な形の話合いの場のあり方等を考えて頂きたいと思います。そして、新しく、ユニークな発想を持って、誇れる千代田区のまちづくりのための規範づくりに、区民に見える形で取り組み、私たちに示して頂きたいです。

以上



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-12

泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

令和6年1月30日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



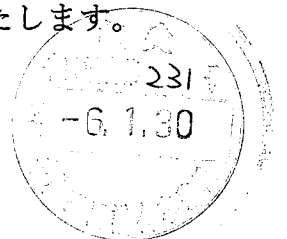
泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

先般、官製談合の疑いで千代田区議会議員と元職員が逮捕されました。

これは大きな衝撃であり、一方ではやっとこの時がきたと心弾ませる事態でもありました。

ただ我々区民はこれだけで終わったとは思いたくありません。千代田区内各所に起きている諸問題から考えますと、それぞれに不正の臭いがしてなりません。今、この時こそ、私たちの目の届かない所で行われてきた何かを見つけ出す絶好の機会です。

つきましては、委員会並びに議会において、不正という名で泥沼にはまっている何かを見つけるべく、更なる調査をお願いいたしたく、ここに陳情いたします。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-16

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

受付年月日 令和6年3月12日

陳情者	提出者	1名
	署名者	47名
	計	48名

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 資料要求一覧

要求議員	要求内容	要求日	資料提出
小林副委員長	同様の事件が発生した他自治体における再発防止のための第三者機関の構成がわかる資料	9月5日	10月4日 提出
小林副委員長 牛尾委員	職員アンケートの回答原文(マスキング可)	9月5日	11月27日 提出(委員限り)
のざわ委員	議員の人格と倫理の向上を共通確認できる仕組みを作った事例がわかる資料	2月22日	3月27日 提出
	議員のどういう言動がコンプライアンスやハラスメントに抵触するのかを、事例や根拠を交えてあらゆる面を網羅できる研修のテーマや内容がわかる資料(パッケージ化されているものがあればなお可)	3月27日資料にそごがあったため、9月5日要求内容修正	9/5 事務局 補足説明 資料未定
牛尾委員	23区で政治倫理条例を制定している状況や、特徴がわかる資料	2月22日	3月27日 提出
	「(仮称)千代田区議会委員政治倫理条例」に関する決議	3月27日	7月4日 提出
	政治倫理条例についての議論の内容と結論	3月27日	7月4日 提出
	政治倫理条例について検討した会議の申し送り事項	7月4日	9月5日 不存在報告
はやお委員	以前の100条委員会の中間報告に関する資料	2月22日	3月27日 提出
	公益通報制度、入札制度、入札監視委員会の機能がわかる資料	2月22日	5月30日 懇談会提出
	2013年から落札率、契約金額、予定価格などがわかる資料	3月27日	7月4日 提出(委員限り)
	裁判記録 ※入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会による調査報告書	7月4日	未定
	元職員に対する判決文(裁判速報)	9月5日	10月4日 提出

	倫理条例案の詳細を決める際の会議体の構成や形でフロー	7月4日	9月5日 提出
	千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式の資料	7月4日	9月5日 提出
	入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会の構成員について、他自治体の同様の会議の構成員と比較考量できる資料及び本区の検討会の構成の検討内容がわかる資料	9月5日	10月4日 提出
	弁護士への調査委託成果物	10月4日	11月27日 提出(委員限り)
はやお委員・ 田中委員	・区が締結している災害復旧に関する協力会との協定書と相手方がわかる資料	2月22日	7月4日 提出(委員限り)
	・不正が行われた当時の協定追加要求	7月4日	9月5日 提出(委員限り)
はやお委員 はまもり委員	弁護士への相談をいつから始めたのかわかる資料	9月5日	10月4日 提出
田中委員	議員との関わりに関して規定されている他自治体の職員倫理の規定	7月4日	9月5日 提出
はまもり委員	(談合が発生した)他区の状況や、100条委員会のような過去の事例がわかる資料	2月22日	3月27日 (江東区・府中市の時系列表)提出
	区HPで公表している入札経過調書及び特命随意契約書のデータ(過去5年分の契約額500万円以上の契約)	3月27日	7月4日 提出(委員限り)
	入札監視委員会の資料に提出する資料のフォーマット	3月27日	7月4日 提出
	論点整理のための大項目の洗い出し	7月4日	委員長整理 10月4日 調査票提出
	千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議委員への報酬額及びヒアリング等の委託経費がわかる資料	9月5日	10月4日 提出
岩田委員	入札最低価格を知ることができる役職や、入札の仕組みがわかる資料	2月22日	5月30日 懇談会提出

富山委員	以前の100条委員会の中間報告の結論にある、適正な契約事務執行のための組織として取り組むべき大きな課題と現状がわかる資料	3月27日	10月4日 提出
------	--	-------	-------------

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

1. 区議会にて実施すること

①コンプライアンス研修の受講(2024.8.26)

⇒今後、どのタイミングで実施していくか。(例えば4年に1回など)【未】

②政治倫理条例の策定

⇒検討(特別職も対象とするか含め)するのであれば、適切な委員会に送るでよいか。【未】

③議員への意識調査の実施

⇒実施するか否か、実施する場合の内容はどうするか。【未】

案)コンプライアンス上の認識を問うもの、職員アンケートと同様のものなど

④議会全体の問題

✓議会のあり方を見直す必要がある。

⇒住民の声を議会として聞く場を設けること、議会基本条例の策定を検討するかどうか。【未】

2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項

<コンプライアンス・倫理について>

①公益通報制度の不備

✓利用されていない、通報者を守れていない可能性がある。

⇒区側で職員等公益通報制度の見直しをする⇒進捗を確認していくということによいか。【未】

②対策について

✓多面的評価(フィードバック)実施にあたり、評価と紐づけては。特別職も対象にすべきでは。

⇒(答弁)評価制度とは紐づけないが、特別職も対象とする。

✓依命通達の議員対応報告書の対象は。業務の妨げにならないか。

⇒(答弁)特別職以外のすべての職員が対象。議員との対応を個人任せではなく組織で対応していくことが目的であり、業務に支障はないと考えている。

<契約制度について>

③入札制度における不備

✓入札最低価格を知ることができる仕組みに不備があるのではないか。

✓千代田区施行能力・地域貢献審査型総合評価方式に不備があるのではないか。

✓契約情報の公開方法が不十分なのではないか。

✓入札監視委員会が機能していないのではないか。

⇒区側で入札制度の見直しをする⇒進捗を確認していくということによいか。【未】

<対応等の確認、報告書の正当性について>

④対応などの状況確認

✓区はどのような検討体制を取り、報告書を取りまとめたのか

⇒(答弁)まず、1月29日に区の検討委員会を立ち上げた。その後、官製談合の問題であるため、コンプライアンスに強い弁護士、公正取引委員会のOBに依頼をして有識者会議を2月7日に設置。検討委員会の検討に対し、有識者からご意見を頂いた。

✓判決が終わった現在、弁護士ではなく、区にもヒアリング結果等を出せないという守秘義務があるのか？

⇒(答弁)弁護士は、弁護士法に記載された義務として守秘義務がある。またヒアリングにあたっては区にも話さないということを前提に関係者が話してくれているので、区につぶさな記録はない。

✓アンケートの対象者はどのように決めたのか。記名式とした理由は。

⇒(答弁)対象は、議員や事業者との接触が多い管理監督職、係長級以上の職員を対象とした。記名式にしたのは、職員にうわさや伝聞ではなく責任をもって回答してほしいということと、その後のヒアリングにつなげるため。弁護士からの助言もあった。

⑤正当性(公正・中立)があるかどうか

✓なぜ第三者委員会を設置しなかったか。有識者会議と第三者委員会の違いを認識しているか。

⇒(答弁)日弁連の指針に基づいている。第三者委員会は違法事案が発生した場合にその調査を行う必要がある場合に、弁護士などの専門家を交えて第三者のみで調査するもの。有識者会議は、第三者と当事者、本件では区の職員を交え、調査を終えた後に再発防止等を議論するもの。今回は、警察の捜査が済んでおり、再発防止対策に取り組むことが大事と考え、有識者会議とした。

✓区の委員会メンバーに当事者がいるが、選出が適切であったか。

⇒(答弁)区の検討委員会メンバーは役職で選任していた。3月末に警察の捜査が終了したため、4月以降に弁護士のヒアリングを実施した。当該職員については、4月4日に書類送検をして初めて知った。

✓事前に相談していた弁護士を有識者とすること、更にアンケート設計やヒアリングを委託することに問題はないか

⇒(答弁)11月8日に初めて相談。区と委託契約を締結しているので雇用関係はない。また、区の職員を弁護するために選任されたものではないので、報告書等の正当性に問題はない。ヒアリング調査等の委託契約は令和5年度分で600万円、追加のヒアリングや報告書の作成業務として令和6年度分で100万円支払った。

✓弁護士はどのように選んだのか

⇒(答弁)談合などの経済事件の見識や検事経験などの経歴を考慮して適切であると考え、区長名で委嘱した。

✓職員アンケートをそのまま出さずに加工していることに対して、恣意的にならないか。

⇒(答弁)秘密保持のため、他の自治体を参考に検討委員会として取りまとめた。検討委員会、有識者会議以外の目的では使用しないと利用目的を限定し、集計・分析を行う職員も限定している。

✓落札率 99%以上の契約において違法な入札がなかったか。

⇒(答弁)他の案件については、入札監査委員会の先生にも台帳を見て頂いており、ご議決も頂いているので問題ないと考えている。

✓該当の元部長は当時上司であった前副区長の命令によると主張しているが、その証言をどのようにとらえているか。

⇒(答弁)裁判所の被告人の証言は偽証に問われないため、あくまで本人の主張と考える。また、捜査等で認定されたのは判決文のうちの罪となるべき事実の部分であり、量刑の理由にかかっているものは、「本人がそのように述べたが斟酌する余地はない」と結論づけているので、事実ではないという認識。裁判官が事実として確認したものは、罪となるべき事実に記載されるものだというのが、今回相談した弁護士の見解。

✓「前副区長の関与」について、公判内容と報告書で異なる。確定記録の確認が必要。**【未】**

⇒事務局にて確定記録の閲覧が可能か確認中

✓前副区長や該当職員、事業者を対象にヒアリングを行ったのか

⇒(答弁)ヒアリングには元副区長も含まれているが、事業者は対象にしていない。

※該当職員は？

地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について

指針策定の趣旨

地方公共団体における第三者調査委員会の行う調査は、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を究明・把握・認定し、必要に応じて意見等を形成し、これを報告することを目的とするものである。昨今、このような調査の趣旨を踏まえて、様々な行政分野において、地方公共団体が第三者調査委員会を設置し、弁護士がその委員等に選任されるなどの事例が少なくない。

当連合会においては、すでに「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（２０１０年策定）及び「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」（２０１８年策定）を示している。このうち后者は、「いじめの重大事態の調査」に関するものであり、その内容も「第三者委員会」の調査に関するものではない。これに対し、前者においては、対象となる組織に地方公共団体を含んでいるものの、各組織に共通する一般的な内容及び主として（上場）企業を念頭に置いた内容となっている。

ただ、地方公共団体においては、（上場）企業とは異なるステークホルダーを抱えており、公共性が極めて高いことを考えれば、調査の目的、方法、調査に当たって収集した資料の扱いなども、（上場）企業の場合と同一に扱うことはできず、報酬の定め方にも違いが認められる。また、第三者調査委員会と称されるもののなかでも、設置形態が異なるものもあるなど、地方自治法等の法令その他地方公共団体に特有の論点も少なくない。

そのため、地方公共団体が第三者調査委員会を設置した場合に、その委員等に選任された者は、その都度、先行事例を収集し、模索しつつ調査等を実施する場合も少なくなかったといえる。

そこで、当連合会において、地方公共団体における第三者調査委員会に弁護士が委員等として関与しその調査等を実施する場合において参考となる指針を策定したので、このような場合においては、本指針を参考にして活用することを望むものである。

ただ、地方公共団体における第三者調査委員会の行う調査は、様々な行政分野に関連して行われるので、第三者調査委員会の行う調査も、その行政分野における個別の特徴、事情等から離れて一概に定型化することはできない。そのため、本指針を参考とする場合においても、本指針が地方公共団体の事務に共通する事柄についての手順等を記したものであり、個別の行政分野の特徴、事情等を必ずしも十分に

反映したものでないこと及びそのような個別の行政分野の特徴，事情等を踏まえて適宜修正されることが予定されたものであることに留意されたい。特に他に参考とされるべき指針等（当連合会又は他の職能団体（学会等）の作成したものを含む。）が個別の行政分野に存在する場合は，当該分野に特有の問題に関しては，これらを優先して適用することも必要である。

なお，第三者調査委員会は，その名称のとおり，第三者によって公正・中立な立場から調査等を行うものであり，事案の関係者が調査の主体となり，又はこれに加わって調査の主体の一部となるものではない。このことは事案の関係者が第三者調査委員会に対し積極的に証拠を提出したり意見を述べたりすることなどを否定するものではないが，仮に事案の関係者が調査の主体となり，又はこれに加わって調査の主体の一部となることが望ましいとするならば，第三者調査委員会とは別個の制度として組み立てるべきであろう。

地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針

第1 第三者調査委員会による調査の趣旨等

- 1 第三者調査委員会による調査は，適法かつ適正な行政の執行を確保するため，公正・中立な立場から，関係法令等を踏まえ，対象事案につき原因を含む事実関係を究明・把握・認定し，必要に応じて再発防止策等に関する意見を形成し，これを報告することを目的とする。
- 2 第三者調査委員会が組織される場合は，第三者調査委員会の設置の趣旨・目的，対象事案，調査の範囲，調査の予定期間等が可能な限り明確にされるものとする。
- 3 第三者調査委員会は，誠実に，公正・中立な立場を堅持し，予断・偏見を排し，証拠に基づいてその知識・経験を活かして事実関係を把握・認定し，十分な見識と健全な良識をもって意見等を形成するものとする。
- 4 第三者調査委員会による調査は，適法かつ適正な行政の執行を確保するために行われるものであり，第三者調査委員会の趣旨・目的等を離れて民事上，刑事上の責任の有無又は所在を追及すること自体を目的とするものではない。

第2 第三者調査委員会の設置，委員の地位

- 1 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の附属機関として第三者調査委員会を設置する場合
 - (1) 地方公共団体が地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の附属機関として第三者調査委員会を設置する場合，調査の主体は第三者調査委員会であり，その委員会を構成する委員は地方公共団体の長等から任

命された非常勤特別職公務員である。

(2) 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の附属機関として第三者調査委員会を設置する場合は、条例の根拠が必要であるが、第三者調査委員会の趣旨を全うするために最も適した形態である。

(3) 委員の報酬は条例の定めによるが、会議以外の調査、報告書作成等に要すると見込まれる時間を含む総時間数と時間あたりの報酬単価を踏まえるなどして、第三者調査委員会の委員が十分に調査、報告書作成等を実施することのできるものとする¹。

2 地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案の調査を委託する場合²

(1) 地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案の調査を委託する場合は、その者は地方公共団体から調査の委託を受けた受託者（私人）であり、調査の主体はその受託者である³。

受託者が委託を受けた調査を補助者又は他の受託者とともに実施する場合であって受託者と補助者が第三者調査委員会（と称する合議体）を設置・構成するときも、同じである。

この場合、受託者はその地方公共団体との間において第三者調査委員会による調査の趣旨が確保される内容で委託契約を締結しなければならず、その契約には本調査指針の内容を取り込むことが望ましい。また、調査に当たって作成した議事録、調書等や、収集した証拠資料を、調査報告が終了した時点で、どのように扱うかは契約内で取り決めておくことが望ましい。

(2) 受託者の報酬は委託契約の定めによるが、調査、報告書作成等に要すると見込まれる総時間数等を踏まえて、受託者が十分に調査を実施することのできるものとする⁴。

3 なお、本指針においては、地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案を

¹ 附属機関の委員については、条例で報酬の上限が定められているため、その金額との整合性には注意を要する。また、報酬単価の上限が決まっていることを考えれば、特に会議以外の調査、報告書作成等の時間が報酬の対象に含まれることを確認しておく必要性は高いと思われる。

² 第三者調査委員会の設置例として記載しているが、あくまで、第三者調査委員として委託するものであり、第三者調査委員会を設置するものではない。

³ 第三者調査委員を委託する場合でも、複数の者との間で委託契約を締結する場合には、附属機関である第三者調査委員会を脱法的に設置しているとして違法と評価される可能性があることに留意しておくことが必要である。

⁴ 地方公共団体がその執行機関の内部に法定外の組織として第三者調査委員会を設置する例が多く見受けられる。ただ、執行機関の内部に設置されるものであるため、公平・中立性の確保の点に問題がないわけではなく、また、地方自治法第138条の4第3項で求められている法律・条例の根拠がないことから、同規定に抵触するとの裁判例（報酬金の支払を違法と判断した大阪高裁平成25年11月7日判決など）があることに留意しておくことが必要である。

委託する場合も含め、第三者調査委員会という。

第3 委員のあり方

- 1 第三者調査委員会の委員（調査の委託を受ける場合における受託者及びその補助者を含む。以下、同じ。）は、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を把握・認定し、必要に応じて意見等を形成し、これを報告することを目的とするという趣旨にふさわしい識見を持ち、予断と偏見を排することができる者であり、かつ、利害関係を有しない者でなければならない^{5,6}。
- 2 利害関係を例示すれば、次のとおりである。
 - (1) 対象事案に関して対象事案の関係当事者から相談、意見照会等を受け、助言し又は自己の認識・見解等を述べたこと。
 - (2) 対象事案の関係当事者との間に近い親族関係にあること。
 - (3) 対象事案の関係当事者及び関係当事者が密接に関係する企業等の団体との間に取引関係（軽微なものを除く。）を持っていること。
 - (4) 第三者調査委員会を設置した地方公共団体との間に顧問契約又はこれに類する継続的契約関係を取り結んでいる場合⁷。
 - (5) 第三者調査委員会を設置した地方公共団体において職員（非常勤特別職員を除く。）や議員の職にある場合。
- 3 次のような場合は、特に配慮すること。
 - (1) 第三者調査委員会を設置した地方公共団体の非常勤特別職員（行政委員等）に就いている場合や個別案件を受託している場合⁸。
 - (2) かつて、第三者調査委員会を設置した地方公共団体との間で顧問契約又は継続的契約関係を取り結んでいた場合。
 - (3) かつて、第三者調査委員会の調査対象の職務に従事していたほか、一定の利害関係を有していた場合⁹。

⁵ 事案の関係者が調査の主体となり、又はこれに加わって調査の主体の一部となることを想定していない。事案の関係者がこのように調査に関与する場合は、公正性・中立性を疑われるおそれがあるからである。

⁶ 事案の関係者が第三者調査委員会の委員の選任について意見・要望を述べることを妨げるものではないが、第三者調査委員会の委員は「適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を把握・認定し、必要に応じて意見等を形成し、これを報告することを目的とするという趣旨にふさわしい識見を持ち、予断と偏見を排することができる者」であることが必要である。

⁷ 同一事務所の他の弁護士や同一弁護士法人内の他の社員等に利害関係がある場合も、委員等の委嘱を避けるのが望ましい（弁護士職務基本規程第57条、第64条参照）。

⁸ 当該行政委員等の職務や受任している案件と調査対象の間に関連性がある場合は委員の委嘱を避けるのが望ましい。

⁹ (2)、(3)ともに、利害関係を有する立場にあった時期、期間とともに、利害関係の程度などに

第4 調査の範囲・方法

- 1 委員は、調査を開始するに先立って調査計画を作成し、可能な限り調査を終了すべき期限を定めるものとする。
- 2 委員は、調査計画に基づき、対象事案につき事実関係を究明・把握・認定等するために必要と考える事柄について広く調査するものとする^{10,11}。
第三者調査委員会の設置者、調査の委託者等の意向に配慮し、調査の範囲を狭め、必要な調査を怠るようなことがあってはならない。
- 3 委員は、第三者調査委員会による調査の趣旨等を踏まえて、自ら主導して、実施すべき調査方法を選択し、的確な証拠を収集するものとする。合議体が構成された場合は、合議体において闊達な討議を行い十分な検討を加えるものとする。
- 4 委員は、可能な限り自ら、関係者に対する事情聴取・質問紙法調査（アンケート調査）、関係書類の閲読、検証等を適宜組み合わせるものとする¹²。なお、やむをえず委員以外の者（地方公共団体の職員等を含む。）に、これらの一部を行わせる場合には、第三者調査委員会の十分な管理・統制下に実施するものとする。
- 5 委員は、調査において特定の事項について関係者に対し意見を求めることはできるが、その意見は証拠資料として参考とされるにとどまり、これに拘束されてはならない。

第5 配慮

- 1 委員は、調査、特に対象事案の関係者に対する事情聴取に当たって事案関係者の正当な権利利益を侵害しないよう細心の注意を払うとともに、いわゆる二次被害を防ぐためにも、言動に注意し、事情聴取等の調査の対象となることによる物心両面にわたる負担にも相応に配慮するものとする。また、事案によっては事案関係者の対象者名秘匿を条件に事情聴取することも検討すべきである¹³。
- 2 委員は、予断や偏見をもって調査に当たらないよう十分注意するものとする。

よって、委員等の委嘱を避けるかどうかを判断することになるが、3年から5年以上前に関係があった場合には、特に配慮する必要がないことが多いといえよう。

¹⁰ 調査協力が得られないような場合には、調査報告書にその旨を記載することも考える必要がある。

¹¹ 「必要と考えられない事柄」についてまで調査をすべきとするものではない。

¹² 調査手法は「適宜組み合わせる実施」されるものであり、不要な調査をすることは当然に行うべきでない。問題は第三者調査委員会においてどのような調査手法をとるかを自ら検討し決定することである。

¹³ 対象事案において、被害者の立場になりうる者には、特に配慮が必要といえる。

3 委員は、第三者調査委員会の趣旨・目的等を離れて、対象事案の関係者の倫理上、民事上、刑事上、行政上の責任の有無を迫及し、又は対象事案の関係者をことさらに批判しないものとする。

4 委員は、調査の結果が民事上の責任等の根拠とされるおそれのあることを念頭に置きつつも、関係者の経済的救済等を慮ったり、関係者の利害のいずれかに偏ってはならない。

第6 合議体

1 合議体を形成する場合は、会長、委員長等の合議体による調査等を統轄する者を定めるものとする。

2 可能な限り、事実関係の調査・分析等の専門家であり見識と良識のある弁護士をもって調査等を統轄する者に充てるのが望ましい。

3 合議体の構成員が調査すべき事項等を分担し、調査を実施することは妨げられない。

第7 記録

1 第三者調査委員会は、会合を開催した場合は、委員相互間で議論経過を把握するため、その都度、的確な議事録を作成し、配布資料とともに保存し、第三者調査委員会の目的・性質に反しない限り、公表することを考えるべきである。

2 議事録には、出席者、日時、場所、内容等を記載し、会合に当たって定められた議事録署名者が署名（記名）押印するなどして作成者を明らかにする。なお、議事内容の書面化が困難な場合には、委員相互間で議論経過を把握するため、会議内容を録音した音声を機械的に反訳したもの（データを含む。以下、同じ。）を添付するなどの方法によるものとする。

3 第三者調査委員会は、調査を実施した場合は、その都度、的確な調書等の調査内容が分かる書面を作成し、保存することが望ましい。特に、事情聴取をした場合は、反訳書、事情聴取記録書等を作成するよう努め、その様子を録音した場合は、録音記録とともに保存するものとする。

4 反訳書、事情聴取記録書等には、出席者、日時、場所等を記載し、作成者又は事情聴取に当たった者が署名押印することが望ましい。調査内容を委員相互間で共通理解を得て報告書作成の資料とするため、事情聴取の音声録音記録と機械的に反訳したものを作成して委員間で共有すべきである。

5 議事録、調書等又は収集した証拠資料は、あらかじめ取り決めたところに従って、調査終了後速やかに、その目録を調製し、的確な関係部局に引き渡すも

のとする¹⁴。

第8 事実の認定

- 1 予断と偏見を排し、各種証拠資料を総合勘案し多様な視点をもって合理的判断過程を経て事実を認定するものとする。なお、必ずしも証拠の優越をもって足りるとする見解を排除しないが、この場合は、第三者調査委員会が収集することのできた証拠資料の限りにおいて、どのような証拠を対比し、いずれが優越すると判断したかなどを明示するなどして事実を認定するに至った詳細な経緯を記すことが望ましい^{15,16}。
- 2 合議体が構成された場合において合議体の構成員の事実認定が分かれたときは、個別の事実ごとに多数決をもって事実認定をしたうえ、結論も多数決をもって得るものとする。この場合において、合議体の構成員は、報告書においてそれぞれの事実認定に関する補足意見又は反対意見を述べることができる。
- 3 ただし、合議体において多数決を排し合議体の構成員の一致を得られなければ事実認定の結論を得ないものとする旨をあらかじめ取り決めておくことを妨げない。けっして合議体の構成員の一人又は複数の者に結論を委ねてはならない。
- 4 多数決によって結論を出す場合においても、事実認定の結論を得られない場合は、その旨を記して結論とすることを妨げない。この場合において、合議体の構成員は、報告書においてそれぞれの認定すべきとした認定事実を述べるることができる。

第9 意見

- 1 意見を述べるときは、認定した事実と明確に区分することのできるようになるものとする。
- 2 合議体が構成された場合において合議体の構成員の意見が分かれた場合は、

¹⁴ 事実認定は証拠に基づいて行われるべきものである。証拠に基づく事実認定であるかどうかについて事後的検証を可能とするためには、証拠資料を保存しておかなければならない。このことは、第三者調査委員会の設置の根拠・経緯等によって異なるものでないが、地方自治法第202条の3の附属機関として第三者調査委員会を設置する場合は、議事録、調書等及び収集した証拠資料は当該地方公共団体に属するものであるため、注意的に記したにとどまる。一方、地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案の調査を委託する場合は、委託に際しての契約において取り決めておく事柄ではあるものの（前記第2の1(1)参照）、理由のない廃棄等をせず、原則として関係部局に引き渡すべきものとした。なお、引渡しを受けた関係部局がその証拠資料を公開するかどうかは、行政情報公開条例等による開示請求があった場合に、当該条例に基づき、地方公共団体において判断することになる。

¹⁵ 調査結果の適正を確保するためには、どのような理由をもって結論に至ったかを明示する必要がある。このような理由なり結論に至る思考を明示することによって（他者からの）吟味・批判を受けることができる。

¹⁶ 第三者調査委員会の設置の趣旨及び目的において過失に関する判断が求められている場合は、過失の前提となる注意義務の内容を可能な限り具体的に特定することが望ましい。

合議体の構成員ごとに意見を述べることができる。

- 3 合議体が構成された場合において合議体の構成員の意見が分かれたときは、多数決をもって意見を得るものとする。この場合において、合議体の構成員は、報告書においてそれぞれ補足意見又は反対意見を述べるができる。
- 4 多数決をもってしても意見の得られない場合は、その旨を記して結論とすることを妨げない。この場合においても、合議体の構成員は、報告書においてそれぞれの意見を述べるができる。

第10 報告

- 1 調査の結果を得たときは、速やかに報告書を作成し、調査に当たって定められた者に対し提出するものとする。
- 2 事実関係が判明しないなど調査の結果を得がたいときは、いたずらに調査を繰り返して日時を浪費せず、第三者調査委員会設置者と協議して、今後の方針を立て直すものとする。
- 3 認定事実と証拠資料の関係を認定するに際して推測・推論を踏まえた場合は、報告書には、第三者の検証に耐えその了解を得られる程度に簡潔かつ明瞭に記載し、判断の前提となった知識・学識経験等も明示するものとする。
- 4 報告書には、原則として次に掲げる事項その他必要と認められる事項を記載するものとする。
 - (1) 本指針に準拠して調査を実施したものである旨
 - (2) 第三者調査委員会の趣旨・目的
 - (3) 調査対象事案の概要
 - (4) 調査に当たった第三者調査委員会の委員の地位、氏名及び役職
 - (5) 委員の利害関係の有無¹⁷
 - (6) 調査の経過
 - (7) 調査の結果
 - (8) 意見¹⁸
- 5 調査に当たって非協力・妨害があったときは、その旨を調査の経過において特記するものとする。
- 6 第三者調査委員会の委員は、その報告書にそれぞれ署名（記名）押印するものとする。

¹⁷ 第三者調査委員会の独立性・中立性を担保する意味で、単に利害関係がないと記載するにとどまらず、委員の選任過程を明らかにすることが望ましく、また、適格性を担保する意味で、委員の専門性を明らかにすることも望ましい。

¹⁸ 再発防止のための具体的な提言も期待されている。

- 7 報告書案の作成等を含めて事務局が報告書の内容に実質上の関与をするものであってはならない¹⁹。
- 8 報告書の作成に先立ち、又は作成中において、第三者調査委員会の設置者との間で報告書の実質上の内容に関して協議してはならない。
- 9 第三者調査委員会は、必要と認めるときは、調査に当たって報告書を提出すべき者と定められた者と協議したうえで、自ら調査の結果を公表することができる。

第11 事務局

- 1 調査対象事案に係る事務を司る者として定められた者に対し調査の実施に当たって必要な事務の実施を依頼することができる。
- 2 第三者調査委員会の公平中立の観点から、地方公共団体内に設置される事務局は、調査対象に利害関係のない部署に所属する職員をもってあてることが望ましい。

第12 守秘義務

- 1 委員は、調査に当たって得た対象事案の関係者に関する秘密を調査終了後も秘匿しなければならない。
- 2 合議体が構成された場合において、合議の内容を秘匿すべき秘密とするかどうかは、その合議体の判断による。

以 上

¹⁹ 調査に当たって事務局の協力をすべて否定するものではなく、報告書の内容（事実認定、意見等）に、事務局が実質上の関与をすることを注記した。